

筑波大学出版会が刊行する出版物に関する出版契約の概要

著作権者（以下、著者という。）と 出版会代表の国立大学法人筑波大学長（以下、大学という。）の間で刊行する当該書籍の出版にあたり、おおむね次のような内容の契約書を締結します。

1. 著作権は、著者に設定されます。
2. 出版権は、大学に設定されます。
3. 本著作物の著作に要する費用（原稿作成に関連する費用）は著者の負担とし、制作・販売・宣伝に要する費用は大学の負担となります。
ただし、制作等に関連する額が通常のコストを超えた場合には、その超過額を負担していただく場合もあります。
4. 著者の権利保全のために所定の位置に◎、氏名、第一発行年を表示します。
5. 著作権使用料（印税）は、支払いません。
6. 本出版物の本体価格・造本・発行部数・増刷などについては、大学が決定します。
7. 初版刊行に際し 10 部を贈呈します。
10 部を超える部数を必要とする場合は、著者割として本体価格の 80%で購入することができます。著者割の適用手続きは、出版会事務を経由して行います。
8. 転載・複写・電子的媒体による発行等については、両方で協議のうえ決定します。
9. 著者は、契約期間中に本著作物と明らかに類似する物もしくは同一名の著作物を出版できません。
10. 出版権消滅の後も、大学は本出版物の在庫を頒布することができます。
11. 契約の有効期間は、契約の日から初版発行の日まで、および初版発行後満 3 年間は、この契約は、期間満了の 3 ヶ月前までに、いずれかから文書をもって廃棄の通告がない時は、この契約と同一条件で、有効期間を 1 年ずつ自動更新します。
12. 契約の内容について、追加・削除その他変更する必要がある時は、両方で協議のうえ決定します。

以上